

17 施設が地域のなかで「進化」すること(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・障害児入所施設における支援)

長

ここからは、何らかの理由で家庭から離れて、施設や里親の家で生活しなければならない子どもへのサポートの3つ目になります

B

「施設のあり方を変えていくこと」でしたね？
私がいる施設についてもあてはまるということですよね？

長

そのとおりです

A

ところで、前※にも少し聞いたような気もしますが、
長野県にはどのくらい施設があるのですか？

※99・101 ページのことです

長

子どもが生活する施設^(注1)としては、専門用語になってしまいますが、

- 乳児院^(注2) 4施設
- 児童養護施設^(注2) 14 施設
- 児童自立支援施設^(注3) 1施設
- 児童心理治療施設^(注3) 1施設
- 母子生活支援施設^(注4) 3施設

があります

(注1)障がいをもった子ども(障がい児)専用の施設は除きます

(注2)104 ページの用語解説を参考にしてください

(注3)362 ページの用語解説を参考にしてください

(注4)381・383 ページを参考にしてください

施

長野県内の施設は、昭和 20 年代に戦争で親をなくした子どもを育てるためにつくられた施設が多く、
それから長い間、それぞれの地域のなかでいろいろな理由で親や家族と生活できない子どもを預かって育ててきました

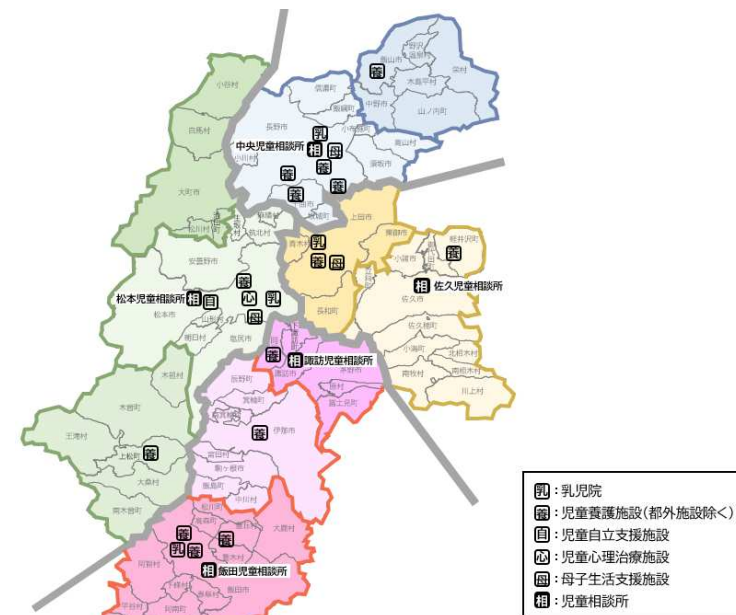
17-1 長野県内の施設

現在、県内にはこどもが入所する施設として、障がい児の入所施設を除けば、

- 乳児院 4施設
- 児童養護施設 14 施設
- 児童自立支援施設 1施設
- 児童心理治療施設 1施設
- 母子生活支援施設 3施設

があります。

【図表 17-1: 県内の児童入所施設(都外施設※・障がい児の入所施設は除く)】



※東京都のこどもを入所させるための施設

第2次世界大戦後における、いわゆる戦災孤児を育てるために設立された施設が多く、児童福祉法の改正などにより制度が変わってきてはいますが、現在に至るまで、それぞれの地域に根ざした運営を行っています。

乳児院・児童養護施設については、県内の社会福祉法人などが設置・運営、児童自立支援施設は県が設置・運営、児童心理治療施設については県が設置・社会福祉法人が運営しています。

O

たしかに、施設で生活していたときには、
私たちの親やおじいちゃん・おばあちゃんくらいの年代の人が来て、自分
もここで育ったんだという人がいましたね

A

そう考えると、施設には長い歴史があるんですね

長

そうですね

市

今回は、こういった施設のあり方を変えていくという話でしたね？

長

もちろん、それぞれの施設が長い歴史のなかで、いろいろな理由で親や
家族と生活できない子どもを預かって育ててきたということは確かです

学

ただ、ここまで話し合ってきた、
今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)や、
こうした考え方を持ちながら、これからやっていこうと
話し合いながら決めてきたことを考えると、
施設も変わっていかなければならない時期に来ているように思います

長

私もそのように考えています

町

施設にとっては、厳しい話になるかもしれませんね

施

ここまで話し合ってきたように、
県や児童相談所、市町村、里親も変わっていかなければならないのであ
れば、施設もやはり変わっていかなければいけないということで、覚悟は
しなければならないということでしょうね

用語解説	児童自立支援施設
・ 児童福祉法に基づく施設の1つ(第 44 条) ・ 次のような子どもを入所(又は通所)させて、必要な指導をし、自立に向けたサポートをするとともに、退所した後のサポートも行う施設 ➢ 不良行為(刑罰法令に触れる行為などのほか、深夜はいかい等の自分や他人の道徳意識を害する行為)をした、又は不良行為をするおそれのある子ども ➢ 家庭環境の問題などで、日常生活をしていく上で最低限必要な生活習慣などが身につけていないことなどから、生活指導などのサポートが必要な子ども ・ 歴史としては、明治時代の「感化院」にさかのぼり、その後、法律の改正などにより「少年教護院」「教護院」と名称を変え、現在の「児童自立支援施設」に至っている ・ 上記のような子どもをこうした施設に入れるかどうかは、児童福祉法に基づき、都道府県が決める(措置する)こととなっている	

用語解説	児童心理治療施設
・ 児童福祉法に基づく施設の1つ(第 43 条の2) ・ 昭和 36 年の児童福祉法改正により法律上位置づけられた施設で、当初は「情緒障害児短期治療施設(通称「情短」)」と呼ばれていたが、平成 28 年の児童福祉法改正により、現在の「児童心理治療施設」という名称となっている ・ 家庭環境や学校での人間関係などの環境的な理由で社会生活への適応が難しくなった子どもを対象に、短期間入所(又は通所)させて、心理的な治療や生活指導を行うとともに、退所した後のサポートも行う施設 ・ 上記のような子どもをこうした施設に入れるかどうかは、児童福祉法に基づき、都道府県が決める(措置する)こととなっている	

そう言っていただけで、うれしいです

今、そしてこれからのこどものためにも、施設が変わっていく必要がある
ということですね？

そのとおりです

そのためにも、県としてもできるだけサポートを考えていきたいと思っています

ところで、長野県ではどのくらいのこどもが施設※で生活していたのでしたっけ？

※ここでは乳児院・児童養護施設のことです

令和6年の3月のおわりには、432 人でした

今後はどうなっていくのでしょうか？

里親の家やファミリーホームで生活することもが増えれば、やはり減っていくのでしょうか？

まずは、そのあたりから話をしていきましょう

【図表 17-2: 県内の児童入所施設一覧(都外施設・障がい児の入所施設は除く)】

施設の種類	施設名	所在地	認可 年度	設置主体 (運営主体)
乳児院	うえだみなみ乳児院	上田市	H22	(福)敬老園
	風越乳児院	飯田市	S50	(福)飯田風越福祉会
	松本赤十字乳児院	松本市	S29	日本赤十字社長野支部
	善光寺大本願乳児院	長野市	S37	(福)善光寺大本願福祉会
児童養護施設	軽井沢学園	軽井沢町	H18	(福)法延会
	森の家はらとうげ	上田市	S24	(福)原峠保養園
	つつじが丘学園	岡谷市	S26	(福)つるみね福祉会
	たかずやの里	伊那市	S27	(福)たかずや福祉会
	おさひめチャイルドキャン プ	飯田市	S54	(福)長姫福祉会
	風越寮	飯田市	S25	(福)飯田風越福祉会
	慈恵園	豊丘村	S25	(福)下伊那社会福祉会
	木曽ねがめ学園	上松町	S37	(福)木曽社会福祉事業協会
	松本児童園	松本市	S25	(福)松本市児童養護協会
	三帰寮	長野市	S23	(福)大勸進養育院
	円福寺愛育園	長野市	S23	(福)円福会
	恵愛	千曲市	S23	(福)八葉会
	松代福祉寮	長野市	S27	(福)湖会
	いいやま※	飯山市	S25	(福)飯山学園
児童自立支援施設	波田学院	松本市	M42	長野県
児童心理治療施設	松本あさひ学園	松本市	S42	長野県 ((福)長野県社会福祉事業団)
母子生活支援施設	美和荘	長野市	S13	長野市 ((福)長野市社会事業協会)
	松本市母子ホーム	松本市	S27	松本市
	上田市母子寮	上田市	S29	上田市 ((福)原峠保養園)

※令和7年1月に「飯山学園」から施設名称を変更

17-(1) 施設で生活することが必要と考えられるこどもの数は？(施設で養育が必要なこども数の見込み)

B

施設で生活するこども数は、どのように見込むのでしょうか？

長

少し前※になりますが、施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数について話をしたことを覚えていますか？

※主に 217 ページのことです

O

そういった話をしましたね

長

そのときに、こういった見込みをしました

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7～11年度)】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3歳-就学前	63人	62人	61人	60人	59人
小学生以上	409人	399人	389人	379人	370人
合 計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

P

そういえば、この前※に、施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数をもとに、里親の家やファミリーホームで生活するこどもの数も見込んでいましたね

※16-(2)のことです

17-(1)-1 施設で生活することが必要なこどもの数の見込み等

13-3 において、令和7～11年度における、代替養育を必要とするこどもの数の見込みを行いました。

【図表 13-3:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】《再掲》

(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473

そして、16-(2)-1において、里親等委託が必要なこども数について3つの推計を行いました。

【図表 16-7:令和11年度末における里親等委託が必要なこども数(推計①～③まとめ)】《再掲》

	施設・里親家庭等で 生活するこどもの数	里親等委託が 必要なこども数 推計①	里親等委託が 必要なこども数 推計②	里親等委託が 必要なこども数 推計③
3歳未満	44人	32人	38人	33人
3歳以上～就学前	59人	55人	43人	45人
学童期以降	370人	247人	198人	185人
合計	473人	334人	279人	263人

「施設で生活することが必要なこどもの数」と「里親等委託が必要なこどもの数」とは、どちらかが増えればどちらかが減る関係にあるため、令和11年度末における施設で生活することが必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

長

はい
そのうえで、こうした目標を立てたところです

施設や里親の家などで生活することのうちの、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合の目標(令和 11 年度)

小学生になる前のこどもは 75%・小学生以上のこどもは 50%

学

そして、令和11年度に里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数の見込みは、

- 0～2 歳のこども ……33 人
- 3 歳～就学前のこども…45 人
- 小学生以上のこども ……185 人

あわせて、263 人となりましたね

C

そうすると、令和 11 年度に施設で生活することの数の見込みは先ほど話のあった里親の家や施設などで生活することの数の見込みから、今の学者さんが言ってくれた人数を引いた数になりますか？

Q

そうすると、
具体的には、473 人－263 人＝210 人となりますか？

長

そのとおりです

ちなみに、年齢ごとに見ると

- 0～2 歳のこども ……11 人
- 3 歳～就学前のこども…14 人
- 小学生以上のこども ……185 人

となります

【図表 17-3:令和 11 年度末における施設での養育が必要なこども】

	施設・里親家庭等で生活することのこどもの数	里親等委託が必要なこども数 推計①の場合 における 施設での養育が必要なこども	里親等委託が必要なこども数 推計②の場合 における 施設での養育が必要なこども	里親等委託が必要なこども数 推計③の場合 における 施設での養育が必要なこども
3歳未満	44 人	12 人	6 人	11 人
3歳以上～就学前	59 人	4 人	16 人	14 人
学童期以降	370 人	123 人	172 人	185 人
合計	473 人	139 人	194 人	210 人

その上で、本県における登録里親数の確保等を考慮し、「里親等委託が必要なこどもの数」については、推計③によることとしたところです。

したがって、令和 11 年度末における施設での養育が必要なこども数の見込みは全体で 210 人となり、年度ごとの見込みは以下のとおりとなります。

【図表 17-4:各年度における施設での養育が必要なこども数の見込み】 (単位:人)

年齢区分等	令和 5年度 現状	令和 7年度 見込	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込
3歳未満	30	25	22	19	16	11
3歳以上～就学前	46	33	31	24	20	14
学童期以降	356	326	298	265	228	185
合計	432	384	351	308	264	210

【参考:各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み】<再掲> (単位:人)

年齢区分等	令和 5年度 現状	令和 7年度 見込	令和 8 年度 見込	令和 9 年度 見込	令和 10 年度 見込	令和 11 年度 見込
3歳未満	19	19	22	25	28	33
3歳以上～就学前	29	30	31	37	40	45
学童期以降	70	83	101	124	151	185
合計	118	132	154	186	219	263

※ 見込値については、小数点以下四捨五入(令和 11 年度の3歳以上～就学前のみ、里親等委託率を 75.0%以上とするため、小数点以下を繰り上げています)

O

令和5年度のおわりが 432 人だったところを見ると、かなり少なくなるように見えますね

長

もちろん、これは見込みとして計算したもので、実際には、これまでお話ししてきた、こどもができるだけ里親やファミリーホームで生活できるようにするための取組がどのくらい進むのかといったことなどにより、変わってきます

市

実際に、こどもを預ける先がなくなるのは困るということですね

長

そうですね
ちなみに、ここには

- 施設に一時保護をお願いするこどもの数
- 高校を卒業したあと、20 歳まで施設にいとえられるこどもの数は入っていませんが、いずれにしても少なくなっていくだろうとは考えているところ

B

この先、預かるこどもの数は少なくなっていくということですが、施設はどうなっていくのでしょうか？

学

そこで、これまでの、いろいろな理由で家庭から離れるこどもを預かり、育てることが仕事の中心だった「施設のあり方を変えていく」ということが必要になってくるということですね

長

そのとおりです
次は、そのことについてお話をしていきたいと思います

そして、代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和 11 年度末)に基づく、施設での養育が必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【施設での養育が必要なこどもの数(地域別・令和 11 年度末)】 (単位:人)

エリア	地域	令和5年度実績	令和 11 年度見込
東信エリア	佐久地域	30	20
	上田地域	42	22
南信エリア	諏訪地域	41	18
	上伊那地域	41	21
	南信州地域	31	15
中信エリア	木曾地域	4	2
	松本地域	101	46
	北アルプス地域	9	3
北信エリア	長野地域	121	58
	北信地域	12	5
合計		432	210

なお、これらの数字は見込みとして算出したものです。

実際には、これまでのセクションにおいて説明してきた、今回の新しい計画の取組によるパーマナシー保障のためのケースマネジメント体制の確立の状況や、里親やファミリーホームへの委託の推進の状況等により変わってきます。

施設の定員(受け入れられるこどもの数)については、これらの状況を見ていながら、代替養育を必要とするこどもの行き場がなくなることをないように、十分な受け皿が確保できるように調整を図っていく必要があります。

また、今回行っている、施設で生活することが必要なこどもの数の見込みにおいては、

- 施設への一時保護委託を行うこどもの数の見込み
- 高校などを卒業したあと、満 20 歳まで措置延長を行うこどもの数の見込みは含んでいません。

17-(2) 施設が地域のなかで「進化」するために取り組むこと(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・障害児入所施設における支援)

弁

ところで、「施設のあり方を変えていく」ということですが、現在の計画でも取り組んでいますよね？

はい

これまでも取り組んできたところで

学

施設については、(施設だけでも)大まかに2つありましたね？

施

- ① 施設での生活を家庭に近い環境にする
 - ② 施設が地域の子どもや家庭をサポートできるようにする
- の2つですね

ありがとうございます

そのとおりです

そして、今回の新しい計画では、現在の計画で進めてきた取組をさらに進めていきたいと考えているところで

まず、①の「施設での生活を家庭に近い環境にする」については、かなり前※の話になりますが、法律(児童福祉法)にあった、子どもができるだけ「良好な家庭的環境」で育てられるための取組になります

※6-(1)のことです

学

かつては、施設で生活する子どもは大きな集団で生活することがふつうでしたが、最近では少ない人数で生活する施設が多くなりました

長

長

長

17-(2)-1 施設の小規模かつ地域分散化

かつて、乳児院や児童養護施設では、多くの子どもが集団で生活する形式が一般的でした(いわゆる中舎制や大舎制)。

その後、虐待を受けた子どもの入所が増えてきましたが、こうした子どものケアに当たっては、それまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境のなかで職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが必要であるという指摘がなされました。

こうしたことから、児童養護施設等における小規模グループによるケアの取組が進められてきました。

そして、平成28年の児童福祉法改正により、第3条の2が追加され、国や地方公共団体(県や市町村)の責務として、

- 家庭における子どもの保護者を支援すること
- (それができなければ)家庭における養育環境と同じような養育環境を子どもに保障すること
- (それもよくない場合でも)(施設などで)できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な取組をすること

が定められ、施設については、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な取組をすることが法律上も求められました。

平成28年の児童福祉法改正以前から、本県でも現在の計画の前の計画である「長野県家庭的養護推進計画」に基づく取組のなかで、各施設において、施設本体の少人数グループによるユニット化を中心とした取組のほか、施設本体とは別の場所で、少人数で生活する分園やグループホーム(地域小規模児童養護施設)の設置によるケア単位の小規模化が進められてきたところで。

こうしたケア単位の小規模化が進められてきたところですが、施設で生活する子どもが「できる限り良好な家庭的環境で養育される」ために、今後は、小規模化(ユニット化)にとどまるだけでなく、施設本体から離れた場所における「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」に向けた取組を行っていく必要があります。

実際に「小規模かつ地域分散化」を行っている県内の施設からそこで生活している子どもの様子を聞くと、より家庭的な雰囲気の中で子どもが落ち着く、家庭内での仕事(家事)の様子を間近で見ることができる、子どもが地域の住民に関わってもらっている、地域の家庭と子どもや職員とのつながりができるといったメリットが多く聞かれたところです。

他方で、県内の施設の話聞いていくと、こうした「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」を進めていくなかで、グループホームにおける職員の体制や対応等に試行錯誤で取り組んでいる様子もうかがえます。

長

今の計画より前の計画から取組を進めてきたなかで、
多くの施設で施設のなかでも少ない人数でのグループ化(ユニット化)が進みました
また、施設そのものとは別の場所でこどもの生活する場所(グループホーム)がつくれるなどの動きも進んでいます

○

私は、大きな集団での生活と少ない人数でのグループ(ユニット)での生活の両方を経験しました

施

少ない人数でのグループ(ユニット)になってみて、どうでしたか？

○

それぞれによいところはありませんでしたが、少ない人数でのグループの方が、
職員の人との関係が身近で、わたしのことをよく見て、わかってもらえていたような気がします

弁

長野県ではこうした取組を今後も進めていくということですか？

長

「できるだけ家庭に近い環境」ということを考えると、
「施設のなかでの少人数のグループ化(ユニット化)」というよりも、
「施設そのものとは別の場所でこどもの生活する場所(グループホーム)がつくれる」ような取組を進めていきたいと考えています

A

どちらも少ない人数での生活にすることだと思うのですが、どんな違いがあるのでしょうか？

学

それは、実際に両方の場所をつくってこどもを育ててきた施設さんに聞いてみるとよいかもしれませんね

高齢者等のグループホームと比べると、社会的養護のグループホームは取組の歴史がまだ浅く、県内全体では、グループホーム化はまだ成熟途上にあるとも考えられます。

こうした成熟途上においては、先行してグループホーム化を進めている施設の取組を参考にしながら、施設のなかでも地域生活への移行が比較的容易と考えられるこどもを中心にグループホームに移行させつつ、相対的にケアニーズが高いと考えられるこどもを施設本体のユニットで養育していきながら、施設としての成熟度を上げていくという方法も考えられるところです。

ただし、「小規模かつ地域分散化(グループホーム化)」を進めていくなかで、当面ユニットでの生活となる場合でも、生活単位を独立させることや、こどもや職員が施設内だけの人間関係だけで終始せず、地域のこどもや家庭との開かれた良好な関係を構築することなども求められています。

そして、「小規模かつ地域分散化」を進めていくなかで、最終的には、例外的に、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的ケアを行うために心理職や医師、看護師などの専門職による即応体制をとりながら、施設本体でこどもを受け入れる場合も想定されます。

しかし、こうした場合においても、「できる限り良好な家庭的環境で」十分なケアができるよう、できるだけ少人数の生活単位にすることが求められています。

施

グループホームの様子を見ていると、近所の人がこどもに声をかけてくれて、近所の家庭とのつながりができるなど、施設本体のユニットよりも、より家庭での生活に近い生活ができていると思いますし、そうした雰囲気の中でこどもも落ち着いて生活ができているように感じます

P

グループホームの方が、こどもにとってもよいということでしょうか？

施

ただ、グループホームの職員の話を聞いていると、少ない人数でいろいろな問題も抱えているこどもをみていくのは大変だという話も出てきます

学

まだまだ、施設のみなさんがグループホームという「かたち」に慣れていないということはあるのかもしれない

長

そういったなかで、ユニットでこどもをみていくことしばらく続くとは思いますが、そのなかでも、地域の人や家庭とつながった施設になっていくことなどによって、家庭的な施設になってほしいと思っています

施

それぞれの施設が、こどもたちの生活の場所をどうしていくのかということも考えなければならないですね

長

もちろん、施設のみなさんの協力なしにはできないことですので、新しい計画ができてからも、施設のみなさんといっしょに相談しながら取組を進めていきたいと考えています

P

次は②の「施設が地域のこどもや家庭をサポートできるようにする」ことでしたね？

17-(2)-2 施設の高機能化及び多機能化・機能転換

「家庭養育優先原則」に基づく取組を進めていくと、施設や里親の家などで生活しなければならないこども(代替養育が必要とされるこども)については、里親家庭やファミリーホームへの委託が優先的に検討されます。

その結果として、代替養育が必要なこどもの割合があまり変わらず、このまま少子化が進行すれば、施設に入所するこどもの数は減っていくだろうという推測が成り立ちます。

17-(1)で示した「施設で生活するこどもの数の見込み」は、そうした推測を踏まえた試算結果です。

実際、施設や里親家庭などで生活しているこどもの数の全体は減少傾向にあるとともに、制度の変更により、8人まで認められていた施設本体のユニットの定員が6人となったこともあり、各施設においても入所定員の見直し(減少)が進んでいます。

もちろん、里親やファミリーホームへの委託を進めていくなかであっても、代替養育が必要なこどもの受け皿となる定員は確保していく必要がありますが、これまでのような入所したこどもに対するケアを中心とした施設の役割は、こどものニーズや時代のニーズとともに変わりつつあります。

各施設は、これまでの地域に根ざした運営のなかで、入所したこどもやその家族をサポートしてきており、その結果として、こうした施設には専門的な人材、経験、設備などがあります。

今後は、こうした専門性を入所したこどもやその家族のサポートだけでなく、地域の家庭で生活しているこどもや家族(里親や養子縁組家族を含む)へのサポートに向けていくことが求められています。

つまり施設には、代替養育が必要なこどもの入所施設(ケアワーク)としての機能だけではない、地域で生活するこどもや家庭を支えていくため機能(相談機能やサポート機能)等を持つこと(多機能化)や、そうした機能に特化していくようなこと(機能転換)も求められています。

特に、乳児院については、乳幼児については、成長・発達のよりよい環境を保障するために、里親・ファミリーホームへの委託を原則としていくことが必要とされているなかで、上記の相談やサポート機能を主な事業としていくことや、さらには特化していく(機能転換)ための取組を強化していくことが必要と考えられます。

なお、そうした多機能化・機能転換に当たり、市町村の家庭支援事業を受託するに当たっては、複数の事業をパッケージで受けることにより職員体制を厚くして、困難を抱えるこどもや家庭を総合的に支援していくことも検討する必要があると考えられます。

さて、もう1つの「施設の高機能化」ですが、長野県としては、これまで説明してきた「小規模かつ地域分散化」と「多機能化・機能転換」を踏まえた2つの方向性を考えています。

- ケアニーズが非常に高いこどもに対する家庭的かつ専門的なケアができる施設への「高機能化」
- 多機能化や機能転換を進めるなかでこれまでなかったような在宅での専門支援を行う「高機能化」

施

こちら、今の計画で取り組んできたことですね

長

そうですね

例えば、「市町村が、これまで以上に子どもや家庭からの相談を受け、サポートができるように県が取り組むこと」のなかでお話した「子育て短期支援事業（ショートステイなど）」については、すでに取り組んでくれている施設が多くあります

P

こうした取組をさらに進めていくということですか？

長

はい

この前※に、市町村で「子どもや家庭をサポートする事業」がもっとできるようにしたいというお話をしたのを覚えていますか？

C

※11-(2)のことです

覚えています

長

こうした市町村による「子どもや家庭をサポートする事業」はほかにも色々ありますが、こうした事業のなかには施設がこれまで行ってきた、家庭から離れた子どもを預かって育てながら、親へのサポートもしてきた経験や知識が役に立つものが多くあると考えています

学

そのほかにも、ここまでに話が出てきた「児童家庭支援センター」や「里親支援センター」についても、施設が持っている経験や知識を活かしながら取り組んでもらいたいものといえますね

長

すべての施設というわけにはいかないとは思いますが、そのように考えています

17-(2)-3 施設が地域のなかで「進化」すること

ここまで、施設の小規模化・地域分散化、多機能化・機能転換、高機能化について説明してきました。

これらは、こどものニーズをはじめとした時代や地域のニーズに応えるための施設の「進化」であり、そうした「進化」がそれぞれの施設において求められていると考えています。

「進化」とは、本来は生物が長い時間をかけて環境に適合するように形質（形態・行動等）を変化させていくことです。

進化により生物は、新しい機能を獲得する、これまで持ってきた機能を縮小させる、あまり使われてこなかった機能を強化する等といったことになります。

そして、生物が進化していくことの大きな理由の1つとして考えられていることは、変化した環境のなかで生き残っていくことです。

施設においても、もちろん生物のような長い時間をかけることはできませんが、こどものニーズをはじめとした時代や地域のニーズを的確にとらえ、将来を見据えて、それまで持っていたはたらきをどのように変えていくのかということを考え、実行していくことが求められています。

そして、そうした「進化」の先に、これまでとは違った姿になったとしても、地域のなかで様々なサポートを提供する施設（リソースセンター）として生き残り、活躍していただくことが期待されています。

県としても、各施設が、今後も地域のなかで子どもや家族のために活躍していけるように、こうした「進化」をとげようとする際は、その施設をできる限りサポートをしていきたいと考えています。

また、施設から話を聞いていると、施設としてこうした「進化」を進めていった先においても、代替養育を必要とするこどもの受け皿として、最低限の入所機能は残したいという意向も出ています。

具体的には、いわゆる「措置費（児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金）」の算定における、最低の定員が多い（乳児院 10 名まで・児童養護施設 20 名までが基本ライン）ために、それ以上定員を減らせば、収支が悪化し、入所機能を維持することも困難であるという意見も出てきています。

また、施設の定員が少なくなればなるほど、また、小規模化（かつ地域分散化）が進めば進むほど、施設の定員を維持するために必要な入所率（現在は9割）を確保することが難しく、新たな役割を果たしていくためには、その緩和も必要ではないかという意見も出ているところです。

施設の「進化」をサポートしていくに当たっては、県において国に対してもこうした措置費の制度の改正を要望していくことも必要であると考え、実際に要望もしていますが、他方で、施設においては、こうした制度の改正に過度な期待を持たずに、現状を踏まえた「進化」について検討していくことも必要であると考えています。

市

これまで、施設のなかで生活することもやその保護者のサポートのために向けていた経験や知識を、地域の子どもや家庭のために活かすような方向にも向けていってほしいということですね

長

そのとおりです

そして、こうした「施設のあり方を変えていく」ことを、今回の新しい計画では、施設の「進化」と呼びたいと考えています

P

「進化」ですか？

長

「進化」とは、もともとは、生き物が環境にあわせて姿かたちや行動などを変えていくことですが、施設も、時代や地域が求めるものに合わせた「進化」が求められているのだと考えているのです

A

例えば、「鳥」といっても、場所や環境によって、いろいろな「鳥」に進化しているように、施設もいろいろな姿などに進化するということですね？

長

そして、進化することによって生き物が、環境のなかで生き残っていこうとするように、施設も進化することで、生き残りながら地域のなかで活躍していってほしいと願っています

施

それはわかりましたが、施設が「進化」することも簡単なことではないので、みなさんのサポートをお願いしたいと思います

長

施設としても大変だと思いますが、できるだけのサポートはしていきたいと思っています

17-(2)-4 児童自立支援施設・児童心理治療施設のあり方

現在、児童自立支援施設（長野県では「波田学院」）と児童心理治療施設（長野県では「松本あさひ学園」）では、ケアニーズが非常に高い中学校卒業までのこどものサポートに当たっています。

これらの施設は、ケアニーズが非常に高いこどもが入所していることから、「地域分散化」を図ることは難しいと考えますが、こうしたこどもに対しても「できる限り良好な家庭的環境で」十分なケアができるよう、専門性の更なる向上とともに、できるだけ少人数の生活単位とすることが必要となると考えられます。

しかし、こうした高度な専門性を持った施設の「高機能化」や「多機能化」等については、国においても検討を進めているところです。

そのため、現時点では、上記の2つの施設に関する取組については、今回の新しい計画においては、具体的に触れませんが、今後の国の動向を見ながら、必要な取組を検討し、進めていくこととします。

いずれにしても、各施設とも、県内に唯一の施設であり、それぞれの施設でのケアやサポートが必要なこどもの受け皿として、適切かつ十分に機能していくことが求められています。

学

ところで、ここまで主に乳児院や児童養護施設の話だったと思いますが、

- 児童自立支援施設
- 児童心理治療施設
- 母子生活支援施設

については、他の施設とは違った取組も必要かなとも思うのですが、いかがでしょうか？

長

「児童自立支援施設」と「児童心理治療施設」は、極めて専門的な対応が求められるこどもが生活しているところで、こうした施設のあり方についても考えていく必要がありますが、今のところ、今回の新しい計画では、ほかにも考えることが多くあって、考える時間がとれそうにありません

弁

そうなんですか？

長

もちろん、考えなければいけないことなので、今回の新しい計画では取り組むことが決められないとしても、その後で考えていきたいと思っています

施

それでは、「母子生活支援施設」についてはどうですか？

長

いろいろな困難を抱えた母親とそのこどもが、いっしょに生活しながら自立に向けたサポートを受けることができる「母子生活支援施設」は、親とこどもを離さずにいっしょにサポートできるというよさがあります

学

母と子を離さずにサポートできるということで、こどもにとっては、「自分をずっと支え、つながってくれるおとな」になってくれるであろう「お母さん」といっしょに生活できるよさがありますね

17-(2)-5 母子生活支援施設の役割

母子生活支援施設の法的な位置づけは、世界大恐慌のころに制定された救護法(昭和4年成立)により、市町村において貧困で生活不能な母子を救護することが定められたことから始まります。

その後、母子保護法(昭和 12 年成立)により、母子生活支援施設の前身となる「母子寮」が法律に位置づけられ、第2次世界大戦後に成立した児童福祉法(昭和 22 年成立)により、その「母子寮」が母子を保護する施設として位置づけられました。

こうした「母子寮」は、当初、不況や戦争によって家や家族を失った母子を保護し、住む場所を提供するという目的で設置されました。

しかし、時代が高度経済成長以降に入ると、母子家庭をめぐる問題も、それまでとは異なり、複雑で多様なものとなってきました。

こうした母子家庭をめぐる背景の変化を踏まえ、平成 10 年の児童福祉法改正により、法律上の名称が「母子寮」から「母子生活支援施設」に改められるとともに、施設の目的として、自立の促進のための生活支援が加えられ、平成 16 年の児童福祉法改正では、施設退所後の支援が施設の目的に追加されました。

そして、平成 28 年の児童福祉法改正においては、「家庭養育優先原則」が法律上位置づけられ、令和 4 年の児童福祉法改正によって「妊産婦等生活援助事業」が法律上位置づけられました。

こうした制度の変遷を経てきたなか、「母子生活支援施設」は、近年、特に、配偶者等からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス(DV)」)の被害を受けた母子が元の家庭から避難し、新しく生活場所を確保して自立していくための施設として機能してきました。

しかしながら、現在のこども福祉の分野においては、こうしたDVの問題だけではなく、家族・親族・地域社会からの孤立、生活困窮、親子それぞれの障がいなどの様々な困難な問題を抱えた母子を分離させることなく入所させ、「家庭養育」が行われる環境のなかで自立に向けた生活支援を担う施設として、すなわち、新しい計画の基本的考え方(計画の理念)である「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を実現するための施設として、改めて、その役割が見直されつつあります。

さて、県内では、最も多いときには7か所の母子生活支援施設がありましたが、時代の変化とともに施設数が減り、現在では3か所となっています。

県では、現在残されているそれぞれの母子生活支援施設において、こどもの「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」が実現されるための母子へのサポートが行われるよう、必要となる取組について、設置主体をはじめとする関係者とともに検討していきたいと考えています。

長

そのとおりです

「母子生活支援施設」は、もともと、住むところがない母親とその子どもに生活する場所を用意するためにつくられた施設ですが、今、そのはたらきが見直されていると思います

C

ところで、長野県に「母子生活支援施設」はいくつあるのですか？

施

いちばん多いときには長野県内に7か所ありましたが、現在は3か所となっています

学

「母子生活支援施設」のはたらきが見直されているなかで、施設を残しながら、さらに活躍できるようなことを考えられるとよいですね

長

この新しい計画ができた後になると思いますが、そうしたことも考えていければと思っています

町

また話が変わりますが、障がいをもった子どもが生活する施設もありますよね？

長

はい

こちら、今回の新しい計画では考える時間がとれそうにありませんが、こうした施設についても、そこで生活することも家庭的な環境で生活できるようにすることも考える必要があると思っています

学

「障がい」といっても、いろいろな障がいがあるので、子どもが持ついろいろな障がいに対する正しいサポートをしていく必要はありますが、そのうえで、できるだけ家庭的な環境で、さらにできれば、家庭で「家族の一員として」生活できるようにすることも考えなければいけないですね

17-(2)-6 障害児入所施設のあり方

子どもが入所して生活する施設には、これまで説明してきた施設のほかに、障がいをもった子どもが入所する施設(障害児入所施設)があります。

もちろん、障がいをもった子どもが入所する施設においては、子どものもつ障がいに対する正しい理解と適切なケアが求められます。

しかし、こうした施設においても、「できるだけ良好な家庭的環境」において、具体的には、ケア単位が小規模化されたユニット等で生活できるようにすることが求められています。

特に、障がいをもつ子どもが入所して、日常生活の指導や独立自活に必要な知識や技能を受けることができる「福祉型障害児入所施設」については、こうしたケア単位の小規模化が必要とされているところです。

長野県では「福祉型障害児入所施設」として、「信濃学園」があり、障がいをもった子どもへのこうしたサポートを行っているところであり、ケア単位についても小規模を進めてきているところです。

しかし、現時点においてケア単位の小規模化が完了していない居住空間もあることから、引き続き、ユニット化等によるケア単位の小規模化を進めていく必要があります。

また、障がいをもった子どもであっても、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念は適用されるものであり、特に代替養育が必要とされる場合は、こうした理念を踏まえたケースワークやサポートが求められていると考えられます。

具体的な取組については、計画を進めていくなかで、検討していくことになりますが、障がいをもった子どもで代替養育が必要とされる子どもに対しても、今回の新しい計画で取組を進めようとしている親子関係再構築などによるサポートや、里親・ファミリーホームへの委託を推進していくことなどについて考えていく必要があります。

長

そうですね

今回の新しい計画では、具体的な取組は決められませんが、そういったことを考えることも必要だということは言っておきたいと思います

弁

さて、今回の話し合いのはじめに、現在の計画でも「施設のあり方を変えていく」ための取組をしてきたということですが、どんな取組をしてきたのでしょうか？

長

主にこのようなことに取り組んできました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 施設を建て替えるなどして、少ない人数でのグループ化をするときのお金のサポート(補助金など)をする
- 施設が地域の子どもや家庭をサポートできるようにしていく(専門の職員を増やす、市町村との協力ができるようにするなど)

施

そして、このようなことをチェックしてきましたね

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- グループホームの数
- どのくらいの市町村が「要保護児童対策地域協議会※」という組織に施設を参加させているか

※388 ページの学者さんの説明、または 192 ページの用語解説を参考にしてください

長

まず、グループホームですが、令和6年度までに 19 か所という目標にできました

17-(2)-7 現在の計画における取組

施設が地域のなかで進化するための取組について、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 施設の小規模化・地域分散化に対する財政的なサポート
 - 施設が小規模化や地域分散化を進める際の施設整備への補助金の確保
- ② 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けたサポート等
 - 児童養護施設等における一時保護専用施設の設置の推進
 - 「市町村要保護児童対策地域協議会」への参画をはじめとした市町村との協働の推進
 - 施設への専門の加算職員(心理療法担当職員や里親支援専門相談員等)の加配の推進

用語解説 加算職員・加配職員

- ・児童養護施設や乳児院などの入所施設については、児童福祉法に基づき、県から負担金(いわゆる「措置費」)を支払っている
- ・各施設に支払う「措置費」の算定に当たっては、その施設において、一定の役割や専門性を持った職員を配置したときに、算定額を加算できる職員がいる
- ・こうした職員を、一般的に「加算職員」と呼んでいる
- ・「加算職員」には多くの種類があるが、施設の多機能化等に関わる主な加算職員は以下のとおり
 - 心理療法担当職員: こどもの心理的ケアに当たる職員(主に大学で心理学を専攻した人)
 - 家庭支援専門相談員: 施設退所後の子ども・地域の子どもや家庭のサポートに当たる職員
 - 里親支援専門相談員: 施設から里親等委託になった子どもや里親のサポートに当たる職員
- ・「加算職員」のなかには、施設に配置が義務づけられているものもあるが、それを超えて加算職員を配置することを「加配」と呼び、こうした職員を一般的に「加配職員」と呼んでいる

○

結果はどうなのでしょう？

長

令和6年度の時点で、13 か所という結果でした

○

目標より少なかったということだと思いますが、どんな理由が考えられるのでしょうか？

○

施設としても、小規模グループ化は進めてきたのですが、これまでの大きな集団とは違って、グループ(ユニット)のなかで職員が、いろいろな問題も抱えたこどもをみていくことになり、職員のさらなるレベルアップが必要となってきたところです

長

高齢者の施設などに比べると、こどもが生活するグループホームについては、長野県全体でも歴史や経験の積み重ねが少なく、それぞれの施設でも悩みながら取り組んでいる様子が伝わってきます

○

そうしたことで、どんどんグループホームをつくっていくことが難しかったということですね？

長

そのように考えています

○

「要保護児童対策地域協議会」に施設を参加させている市町村の数についてはどうですか？

長

令和6年度に 44 市町村とする目標でしたが、令和5年度の時点で 28 市町村となっています

17-(2)-8 現在の計画における指標(目標値)

施設が地域のなかで進化するための取組について、現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和 11 年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホームの数	19	31
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数	44	77

17-(2)-9 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和6年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホームの数	10	13
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数※	12 (平成 30 年度)	28 (令和5年度)

※乳児院・児童養護施設に調査を行い、市町村要保護児童対策地域協議会の構成員になっている市町村数を把握したもの

学

「要保護児童対策地域協議会」というのは、専門用語になりますが、市町村や児童相談所、警察、学校、施設などが集まって、地域のなかで虐待などを受けているこどもや難しい問題を抱えている家庭へのサポートなどを考えていく組織です

長

ちなみに、長野県ではすべての市町村に置かれています

市

市町村が「要保護児童対策地域協議会」を置く場合は、こういったところ（児童相談所や学校等）に参加してもらうかを市町村が決めることができますが、市町村によっては施設が参加しているところもあります

学

そういったところに施設が参加すると、施設から市町村へ専門的なアドバイスをしたりすることできるという良さがあると思います

施

施設としても、子育て短期支援事業（ショートステイなど）を受けるこどもや家庭の様子を知ることができるという良さがあると思います

長

もちろん、学者さんや施設さんが言ってくれたようなよさはあるのですが、施設の職員も遠くの市町村にまで出かけることは難しかったでしょうし、市町村もこれまで施設といっしょに仕事をしたことがなくて、施設が持っている専門的な知識などを活かすことをあまり考えることができていなかったのではないかと考えているところです

町

そうしたことが、現在の結果につながっていると考えているということです

長

そのとおりです

17-(2)-10 現在の計画における指標（目標値）の現状に対する要因分析

グループホームの数については、令和元年度に行った各施設へのヒアリングの基づき目標値を設定したのですが、結果として、令和6年度においては、グループホームの数が13となっています。

グループホーム数が当初の目標に達しなかった要因の1つは、令和2年度以降に施設の建て替えを行った施設において、それまでのいわゆる大舎制からのユニット化を優先して行ったことが考えられます。

平成28年の児童福祉法の改正の前後から、施設におけるケアの小規模グループ化が進んできましたが、その結果として、ユニットやグループごとのケアの専門性の向上が求められることになり、施設からも、そのための職員育成に課題を抱えているという声も多く聞かれています。

そうしたことから、ユニット内で何か問題が生じたときに、本体施設の敷地内で他の職員が即時にカバーできる体制をとるようにしてきている様子がうかがわれます。

こうした小規模グループケア化そのものに課題を抱えながら取り組んできているなかで、さらに施設としての独立性が高いグループホームを設置して運営していくに当たっては、施設としても、職員全体の成熟を待つ必要があったことが、現在のグループホーム数となっている要因であると考えられます。

また、市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村の数については、施設の多機能化を図る観点から、令和11年度に、いずれかの施設がすべての市町村の市町村要保護児童対策地域協議会に参画することを目標として設定しました。

そのなかで、令和6年度においては、平成30年時点で参画していた市町村数（12市町村）の残りの半数（ $77-12=65$ 市町村の半数）が参画した44市町村を目標としました。

令和5年度に各施設に調査した結果としては、28市町村への参画となっています。

市町村要保護児童対策地域協議会に施設が参加する意義としては、児童相談所とのかかわりもあるなかで専門的な助言をすることができる、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の委託を受ける前の対象家庭の状況把握のほか、入所することもや家庭のサポートでの連携・協力等が考えられます。

しかし、施設の所在地から遠方の市町村もあるなかで、入所することもへのケアも行いながら市町村要保護児童対策地域協議会に参画していくことは容易ではなく、市町村の側においても、施設が持つ専門性を活用できるという認識が十分理解されていなかったことが、こうした結果の要因であると考えられます。

P

ところで、今回の新しい計画では、現在の計画で進めてきた取組をさらに進めていきたいという話だったと思いますが、どのようなことに取り組んでいこうとしているのでしょうか？

長

はい

このようなことに取り組みたいと考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 施設がグループホームをつくるときのお金(建物を借りるお金など)のサポートをする
- 施設が、これまで以上に地域のこどもや家庭をサポートする事業などができるようにしていく

施

長い間、施設は預かったこどもを育てていくということが主な仕事だったこともあって、まだまだ、地域のこどもや家庭をサポートするための事業について、必要だとは思いますが、どのようにやっていけばよいのかよくわからないところもあると思います

学

施設の「進化」に向けては、県や児童相談所が、施設にどんなことをやっていてもらいたいのかということも教えてあげられるとよいということでしょうかね？

施

先ほど※も言いましたが、そうしてもらえると助かる施設も多いと思います

※379 ページのことです

長

今回の新しい計画ができてからも、施設のみなさんとも話ししながら、施設がよりよく進化できるようなサポートをしていきたいと思っています

17-(2)-11 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、施設が地域のなかで進化するための取組として、これまでの取組も踏まえながら、以下の取組を進めていきます。

- ① 施設の小規模化・地域分散化に対する財政的なサポート
 - 施設が「小規模かつ地域分散化」を進める際の整備費用や賃借料の補助等に努める
- ② 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けたサポート等
 - 児童養護施設等における、一時保護委託を受けるための専用棟または専用のユニットの設置の促進
 - 児童養護施設等による児童家庭支援センターの設置の促進
 - 乳児院等による里親支援センターの設置の促進
 - 妊産婦等生活援助事業が実施可能な施設等における妊産婦等生活援助事業の実施の促進
 - 施設における地域支援・養育機能強化等のための加算職員(家庭支援専門相談員・心理療法担当職員等)の配置の促進
 - 施設における保護者支援等のための事業の実施の促進
 - 市町村の家庭支援事業の受託の促進
- ③ 今回の新しい計画の理念を実現するための母子生活支援施設の活用
 - 県内における母子生活支援施設のあり方についての検討
- ④ 施設の進化をサポートするための助言等
 - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員が、それぞれの施設に対して、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた各種事業の実施について助言やサポートを行う
 - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員において、地域の市町村による家庭支援事業等の施設への委託を進めるための助言やサポートを行う
 - グループホームにおいても入所するこどものニーズに応える専門的なケアが行えるよう、児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修等の実施

B

さて、目標としては、どんなことを考えているのですか？

長

はい

主に、次のような目標を考えているところです

【主な目標にしたいもの】

- グループホームで生活するこどもの数を、施設で生活しているこどもの数の半分くらいになるようにする
- 地域のこどもや家庭をサポートするために県がお願いできる事業を多く行ってもらえるようにする
- 地域のこどもや家庭をサポートする市町村の事業を多く受けてもらえるようにする

B

グループホームについては、施設の職員のみなさんがそれぞれのところで悩みながらも、こどものために頑張ってやってくれているということがわかった気がします

P

職員のみなさんも大変だとは思いますが、こどもが自分の家に戻ったり、将来、地域のなかで自立して生活したりしていけるようにするためにも、家庭的なグループホームが増えていってくれるといいなと思います

施

すぐにはできないかもしれませんが、できるところからやっていきたいと思います

長

先ほど※も言いましたが、グループホームは施設のみなさんの協力なしにはできませんので、よろしくお願いします

※375 ページのことです

17-(2)-12 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
グループホームの定員数	施設入所定員の 50%程度
児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修	各年度2回以上
家庭支援専門相談員を加配している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
心理療法担当職員を加配している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
自立支援担当職員を加配している施設の数	すべての児童養護施設
親子支援事業を実施している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
家族療法事業を実施している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットを持つ施設の数	8～10
児童家庭支援センターを設置している施設等の数	15
里親支援センターを行っている施設等の数	10
妊産婦等生活援助事業を実施している施設等の数	4
子育て短期支援事業を受託している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
子育て世帯訪問支援事業を受託している施設の数	すべての乳児院・児童養護施設
児童育成支援拠点事業を受託している施設の数	5～10
母子生活支援施設の数	3

17-(2)-13 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

【年度ごとに整備目標を設定するもの】

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
グループホームの定員数	13.7%	17.3%	22.5%	29.2%	37.9%	50.0%
児童養護施設等のケア担当職員の養育力を高めるための研修	2回 ※意見交換会として実施	各年度2回以上				

市

そして、この前※の話し合いのなかでも話してきましたが、令和4年に法律(児童福祉法)が変わって、こどもや家庭のサポートのために市町村がやらなければいけないことも増えました

※11-(2)のことです

町

そうしたことから、市役所さんが言った「こどもや家庭をサポートする事業」をしていくために、施設のみなさんをお願いしたいこともあります

長

県としても、今回の新しい計画ができてからになると思いますが、「児童家庭支援センター」などをお願いする施設もあると思いますので、よろしくお願いします

施

本当であれば、こどもが家庭で生活できることが一番で、施設で生活するようなことにならない方がよいわけですので、大変ですが、自分たちの経験や専門性を地域のこどもや家庭のために使っていけるように考えていきたいと思います

長

そう言っていただけると、ありがたいです

長

さて、「施設のあり方を変えていく」ということで、長い話し合いになりましたが、そろそろ今回の新しい計画での主な取組と目標を整理したいと思います

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 施設がグループホームをつくる時のお金(建物を借りるお金など)のサポートをする
- 施設が、これまで以上に地域のこどもや家庭をサポートする事業などができるようにしていく
- 母子生活支援施設のあり方を考えていく
- 施設が新しい事業に取り組めるようにアドバイスなどをしていく

【令和11年度における整備目標のみ設定するもの】

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和11年度 目標
家庭支援専門相談員を加配している施設の数	12施設	すべての乳児院・児童養護施設
心理療法担当職員を加配している施設の数	15施設	すべての乳児院・児童養護施設
自立支援担当職員を加配している施設の数	7施設※1	すべての児童養護施設
親子支援事業を実施している施設の数	2施設	すべての乳児院・児童養護施設
家族療法事業を実施している施設の数	9施設	すべての乳児院・児童養護施設
一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットを持つ施設の数	5施設	8～10施設
児童家庭支援センターを設置している施設等の数	6施設	15施設※2
里親支援センターを行っている施設等の数	2施設	10施設※2
妊産婦等生活援助事業を実施している施設等の数	1施設	4施設※2
子育て短期支援事業を受託している施設の数	18施設	すべての乳児院・児童養護施設
子育て世帯訪問支援事業を受託している施設の数	なし	すべての乳児院・児童養護施設
児童育成支援拠点事業を受託している施設の数	なし	5～10施設
母子生活支援施設の数	3施設	3施設以上

※1 非常勤(1施設)含む

※2 施設を運営している法人以外の団体が設置・運営しているものを含む

【主な目標】

- グループホームで生活するこどもの数を、施設で生活しているこどもの数の半分以上になるようにする
- 地域のこどもや家庭をサポートするために県がお願いできる事業を多く行ってもらえるようにする
- 地域のこどもや家庭をサポートする市町村の事業を多く受けてもらえるようにする

施

施設が「進化」して、生き残っていくためにも、これまで以上に預かるこどもをケアする力を高めていながら、もっと地域で生活するこどもや家庭のサポートに力を注いでいく必要があると考えています

長

私たちも、できるだけサポートをしていきたいと思います

学

さて、こどもたちにはどういったところを見て(感じて)もらいましょうか？

長

そこをお見せして、今日のところは終わりにしたいと思います

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたが家庭にいて、あなたの住んでいるところの近くに施設があるとしたら、その施設はあなたにとって身近なものだと感じられますか？
- いま、あなたが施設で生活しているとしたら、そこでの生活は「家庭」に近い生活だと感じていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

また、どこかで様子を教えてくれるとうれしいです

17-(2)-14 「施設が地域のなかで進化するための取組」の評価指標

長野県において施設が地域のなかで進化するための取組の状況を評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
親子関係形成支援事業を受託している施設の数
一時預かり事業を受託している施設の数
養育支援訪問事業を受託している施設の数